

# 命令書

- 一、成功期間ハ昭和二年十一月十四日より昭和五年十一月十三日迄満三箇年トス
- 二、地代金ハ壹甲ニ付金四十四圓――貸付料ハ壹箇年壹甲ニ付金八十錢トス
- 三、臺灣官有森林原野豫約賣渡規則第二十五條ノ場合ニ於ケル工作物其他ノ物件ニシテ指定ノ期間内ニ除去セサルモノハ之ヲ抛棄シタルモノト看做ス
- 四、官ニ於テ事業上指示命令シタルトキハ之ニ遵フヘシ
- 五、天災其他ノ事變ニヨリ許可地ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滞ナク臺中州ニ届出スヘシ
- 六、第四項及第五項ニ違背シタルトキハ公益其他官ニ於テ必要アリト認メタルトキハ返地ヲ命スルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ損害ヲ生スルコトルモ官ニ於テ之カ賠償ノ責ニ任セス
- 七、許可地ノ所有權ハ賣渡許可後地代金完納ノ日ニ移轉ス

